



団体交渉  
終了! ①

# 12月1日からの冬期体制実施を求める

## 申23号・2017年度冬期に発生した問題に関する申し入れ

新潟地本は9月6日、申23号・2017年度冬期に発生した問題に関する申し入れの団体交渉を行いました。昨年度冬期に発生した問題を振り返ることで今冬期の対策に活かすために交渉に臨みました。「冬期体制前の降雪にも対応できる」とする支社側に対して組合側は、昨年度に起きた事象を挙げて、冬期体制開始日の繰り上げを求めました。

### 支社側、冬期体制前でも対応はできると主張

冬期体制は例年12月15日から実施されていますが、実際はそれ以前の降雪により輸送障害等が生じています。安全・安定輸送の確保やサービスの視点から冬期体制について全系統で期間を統一して12月1日からの実施とするよう求めました。

- 期間は例年の降雪状況を見ての判断。冬期に入らないと対応できない訳ではない。
- 設備は近年12月1日から稼働出来る様に整備・点検を行っている。
- 要員については期間にあわせ体制が取れる様に実施する。
- テンポラリースタッフの除雪についても個別の日雇い契約で対応する。

<組合> ホーム除雪を依頼したが「冬期前なので対応できない」と返答を受けた事象がある

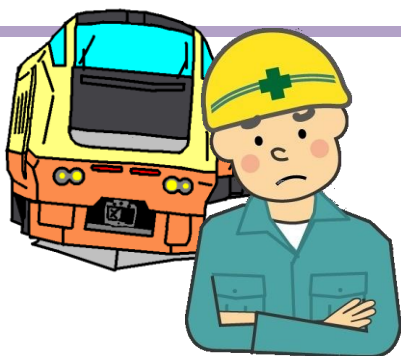
<支社> 日雇いなので、本人に確認しが駄目だった可能性はある。

<組合> そうであれば、テンポラリースタッフの契約も12月1日からとする体制を取るべきだ。

<支社> これまでの降雪状況を見ながら期間を設定している。未来永劫ではない。

<組合> 「冬期前だから」と言われる時点で、冬期前でも対応できるという確認事項が伝わっているのか疑問だ。もし指令が内容を把握していなかったのであれば徹底を。

### 組合側の主張



- 昨年は12月6日、13日と2回降雪があり列車の遅延も生じた。支社側の言うように例年の状況を見るのであれば冬期体制は12月1日からとするべきだ。
- 冬期前に凍結でドアが開かない事象がE653系等で多く発生した。レールヒーター、サービス機器、水回りなど12月1日には全ての車両でヒーターが使える状態とするべきだ。

## 昨年度を教訓に早めの体制整備で冬期を迎えよう!